

令和8年度種子島滞在型観光促進事業  
星空観光企画事業業務委託公募仕様書

1. 委託業務名 星空観光企画事業

2. 業務の目的

種子島は「ロケット」「鉄砲伝来」の全国的に知名度の高いコンテンツや、豊かな自然や独自の食、聖地とされるサーフィン・ヨガなど時間を楽しめる豊富な観光コンテンツが魅力である。そこに、これまで造成した「星空」を活用した夜のコンテンツを本地区の事業者が個人旅行者向けに効果的に展開できる取り組みや団体旅行商品の造成等を行い、滞在型観光を推進する。

3. 業務内容

(1) 星空ガイドの育成

① 島内で星空観光を担う人材を育成し、持続可能なガイド体制の構築

(2) 星空を中心とした体験造成・販売先の開拓

① 地元ガイド・事業者と連携し、星空体験を中心とした島内の体験商品を造成し、販売先の拡大及び継続的な集客支援を行う。

(3) 星空ワークショップの企画開発

① 学生の修学旅行受入を目的とした民泊家庭等で実施できる、夜の星空関連ワークショップの企画開発

(4) 団体旅行の造成

① 星空をテーマとした団体旅行商品の造成、試験販売の実施

(5) SNS を活用した情報発信

① SNS を活用し、星空観光・種子島の魅力を継続的に発信する取り組みを実施

(6) 成果品の提出

委託業務終了後、速やかに業務実施報告書（様式任意）を5部提出すること。同報告書には、委託業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

なお、報告書電子データをメール等で提出すること。

(7) 次年度以降の事業活性化に向けた提言書の作成

本年度事業内容を踏まえ、次年度以降の事業活性化に向けた提言書を作成し提出すること。

なお、この提言書は実施及び次年度以降の契約を約するものではない。

(8) 業務実施体制の確立

業務を円滑かつ継続的に実施するための実施体制を確立すること

#### 4. 著作権等の取扱い

##### (1) 著作権者

著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、種子島観光協会に帰属する。

##### (2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、種子島の観光振興に資し、適当と認められる場合に限り、種子島観光協会が行うものとする。

##### (3) 権利関係の処理

① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

② 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

③ 広報資材に地図データを使用する場合は、権利が種子島観光協会に帰属するように調製すること。

④ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

⑤ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、種子島観光協会と受託者で協議のうえ処理することとする。

#### 5. その他・業務上の注意点

##### (1) 令和4～6年度事業報告について

添付している令和4～6年度に行った「星空観光企画事業」の概要版をご参照ください。

(2) 今回の事業を行うにあたって効果的な提案があれば、該当する項目等で提案すること。

(3) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密をもらしてはならない。

(4) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。

(5) 受託者は、業務の実施にあたって、逐次、種子島観光協会と打合せを行い、協議録を作成の上、情報共有を行うこと。

(6) 受託者は、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、種子島観光協会と協議の上、許可を受けること。

(7) 受託者は、本業務により得られた資料、情報等を種子島観光協会の許可なく、公表、貸与、複写または、漏洩してはならない。

(8) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合、すみやかに必要な訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る費用は、受

託者の負担とする。

- (9) 業務に必要な資料及びデータ等で提供可能なものは貸与するが、業務完了後、すみやかに返却すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施あたり疑義が生じた場合には、すみやかに種子島観光協会と協議の上、適切に実施すること。